

火災予防施行規程（昭和37年7月3日東京消防庁告示第17号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（仮貯蔵，仮取扱いの申請）</p> <p>第3条 [略]</p> <p>[削る]</p> <p><u>2</u> 大規模な地震その他の災害が発生した場合で，消防総監が緊急に仮貯蔵又は仮取扱いを承認することが必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，当該仮貯蔵又は仮取扱いの前までに電話等により口頭で申請をすることができる。この場合において，口頭での申請後に遅滞なく第1項の<u>申請書及び図面等を提出するものとする。</u></p>	<p>（仮貯蔵，仮取扱いの申請）</p> <p>第3条 [同左]</p> <p><u>2</u> 前項の申請書の提出部数は，2部とする。</p> <p><u>3</u> 大規模な地震その他の災害が発生した場合で，消防総監が緊急に仮貯蔵又は仮取扱いを承認することが必要と認めるときは，第1項の規定にかかわらず，当該仮貯蔵又は仮取扱いの前までに電話等により口頭で申請をすることができる。この場合において，口頭での申請後に遅滞なく第1項の<u>申請書及び図面等を2部提出するものとする。</u></p>

自動通報等の承認に関する規程（平成2年9月25日東京消防庁告示第11号）新旧対照表

改正後	改正前
<p>（事業所火災直接通報の承認の申請）</p> <p>第5条 事業所火災直接通報の承認を受けようとする者は，別記様式第1号による<u>通報承認申請書</u>を防火対象物の所在地を管轄する消防署長に提出しなければならない。</p> <p>2 [略]</p> <p>（事業所火災直接通報の承認後の変更届出）</p> <p>第7条 前条第1項の規定による承認を受けた者は，承認後，申請書又は添付図書に記載した事項に変更が生じたときは，速やかに別記様式第4号による<u>届出書</u>を防火対象物の所在地を管轄する消防署長に提出して届け出なければならない。</p>	<p>（事業所火災直接通報の承認の申請）</p> <p>第5条 事業所火災直接通報の承認を受けようとする者は，別記様式第1号による<u>通報承認申請書正副各1通</u>を防火対象物の所在地を管轄する消防署長に提出しなければならない。</p> <p>2 [同左]</p> <p>（事業所火災直接通報の承認後の変更届出）</p> <p>第7条 前条第1項の規定による承認を受けた者は，承認後，申請書又は添付図書に記載した事項に変更が生じたときは，速やかに別記様式第4号による<u>届出書正副各1通</u>を防火対象物の所在地を管轄する消防署長に提出して届け出なければならない。</p>

代理通報事業者の認定等に関する規程（令和元年9月東京消防庁告示第18号）

改正後	改正前
<p>(認定に係る申請)</p> <p>第4条 条例第61条の2の3第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号に定める部署に別記様式第1号による<u>申請書</u>を提出してしなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第9条 条例第61条の2の6の規定による変更及び廃止の届出は、次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号に定める部署に別記様式第7号による<u>届出書</u>を提出してしなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 略〕</p>	<p>(認定に係る申請)</p> <p>第4条 条例第61条の2の3第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号に定める部署に別記様式第1号による<u>申請書正副各1通</u>を提出してしなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p> <p>〔2 略〕</p> <p>第9条 条例第61条の2の6の規定による変更及び廃止の届出は、次の各号に掲げる通報の区分ごとに、当該各号に定める部署に別記様式第7号による<u>届出書正副各1通</u>を提出してしなければならない。</p> <p>〔(1)・(2) 同左〕</p>